

2001 年度研究論文に対する評

(2000 年度研究論文 No. 0001, No. 0010, No. 0012, No. 0013, No. 0020 を含む)

研究運営委員会

委員長 広原 盛明

委員 在塚 礼子, 内田 雄造, 波多野 純,
吉野 博, 初見 学, 深尾 精一

総評

2001 年度の研究論文を通読して感じることは、全体として研究水準が年々向上しつつあることである。その背景には、研究運営委員会による研究助成審査の厳密化、中間報告に対する注文や助言、さらに研究成果に関する委員全員による評価など、助成側の対応強化が効を奏したものであると思われる。しかしながらいっぽうで、研究水準が分極化しつつある傾向もまた認めなければならない。

とりわけ若手研究者に対する助成が増加したこともあり、委員会の期待に応えた優れた研究成果があるいっぽう、初歩的な研究マナーも身につけていない「研究論文」が出てくるのは困りものである。若手助成には「当たり外れ」があるのは仕方がないと割り切るか、委員会としても悩むところである。

具体的な例を挙げよう。申請段階でチーム内に指導教授や助教授が「連名」で含まれていれば、委員会としては教員の指導責任を担保に決定する。ところが研究成果として、およそ指導のあとがみられない研究論文が出てくる。指導教員の責任は重大であり、単なる「名義貸し」では済まされない。

また、若手グループの共同研究として申請された場合、いったい誰が研究責任を負うのかという問題がある。形式的には主査であるが、実質的には研究チームの一員に過ぎないという場合、研究内容や研究組織は往々にして分散傾向を深め、研究成果はオムニバスとなり、まとまりを欠く場合が多い。このような事態がしばしば発生するのは、最近の大学教育における研究指導体制の手薄さ、例えば、大学院生定員の増加に、教員の充足が追いつかず、研究指導が行き届かないような事態も生じているのではなかろうか。

さらにもうひとつ目立ったのは、複数の助成を受ける問題である。これはむしろ中堅研究者の場合に多く見られた。意欲的な研究テーマを掲げ、それを具体化していく研究方法論も明確であるような場合は、複数の助成を獲得していることも多い。研究が一連の研究として連続している場合、どこからどこまでが個々の助成に該当するか形式的に区別できない場合もあるが、それでも研究

上のモラルとしては各々の助成に基づく研究成果の峻別がなされるべきであろう。

加えて、研究論文提出の遅延問題についても触れなければならない。遅延問題には2つのケースがある。第1は研究論文が当該年度の締切りに物理的に遅れる場合、第2は論文内容に修正加筆を求められ、翌年度に提出される場合である。正直なところ、遅延した論文はいずれの場合も研究水準はそれほど上がらなかったものが多かった。時間をかければ研究内容が改善されるというような単純な問題ではないのである。これは研究者の基本姿勢に関する問題であり、研究論文の遅延はその欠陥を象徴的にあらわすものと解すべきであろう。

とはいえ今回の大きな成果は、極めて優れた研究論文が数多く確認されたことである。委員会としては以下の4研究を「優秀助成研究」として選奨することとした。

No. 0107 小沢朝江主査

明治期における巡幸施設の建築様式と使い方に関する研究－皇室にみる洋風から和風への回帰とその背景－

No. 0114 山本和恵主査

介護保険法導入に伴う個人の社会化と住まいの開放化に関する研究－療養と看取りからみた住まいの研究－

No. 0118 中島明子主査

寄せ型地域－山谷、釜ヶ崎－における野宿生活者への居住支援－「自立」支援と結合した居住支援の課題－

No. 0122 前田昭彦主査

公共賃貸住宅ストック改善のしくみづくりに関する研究－神奈川県公社住宅の2つの建替事例を通して－

これらの研究に共通するものは、(1) 明確な問題意識、(2) 多彩なメンバーによる研究チーム構成、(3) 具体的で豊富な調査、(4) 新しい事実の発見、(5) 研究成果の発展的広がりなどの際立った特徴である。

長年にわたる研究助成が漸く花開く段階に到達したとも読み取れる。そしてまた、これらの研究主査が若手からベテランにまで幅広く分布しているのも興味ある現象である。研究が年齢とはかかわりなく、その意欲と情熱によって支えられている証とでもいえようか。

個別評

No. 0101

主査 村木 美貴

住宅まちづくりにおける景観コントロールとその効果に関する研究

—日英の景観まちづくりに着目して—

研究は主として以下の3点から構成されている。

①いわゆる白地地区や都市計画区域外の地区をもつ自治体でかつ景観条例を策定した全国255市町村を対象とした景観規制の実態調査であり、アンケート調査の分析によっている。

②日本の景観コントロールの先進自治体である小樽市の事例分析である。

③英国の景観コントロールの実態の紹介であり、コントロールの方法とグラスゴー市、ウェストミンスター区の実態がとりあげられている。

そして以上の3調査を踏まえて、日本の景観コントロールのあり方について提言がなされている。

本研究では景観条例は白地地区、都市計画区域外をかかえる自治体のものに対象が限定されているが、条例の制定目的を農村地保存、既存環境資源保存、新規景観誘導に明快に分類している点は興味深い。また問題点として従来から指摘されてきた法的な強制力の欠如のほかに、市民的合意のなさや、地区イメージのなさ、ガイドラインのなさ等が挙げられている点は注目される。小樽市については、中心地区の地区景観形成に関して詳述されている。イギリスの事例についてはデベロップメントプランを中心に地元行政の裁量権が大幅に認められていること、ネゴシエイテッドプランニングが一般的であることが指摘されており、CABEの取り組みを除いて目新しい点は少ないが要領を得たレポートといえる。また最終的な提言も穏当なものといえよう。

しかし本研究の全体像については、何点かの不満を表明しておきたい。申請時の研究計画では、形態と共に色彩のコントロールがテーマに挙げられていたこと、かつ景観条例と共に地区計画という手法も調査対象とされていた。この点については、本研究ではほとんど扱われていないことは遺憾であり、景観とは何かをもっと論じられてよかったと思われる。

また、調査の対象をいわゆる白地地区や都市計画区域外の地区をもつ自治体に限定した点も評価が分かれよう。その結果として、農山村の景観の保全がひとつの焦点となっているが、いっぽうで小樽の事例は別として、中心市街地や都市の歴史的まちなみについては十分論ぜられていないのは残念である。

提言を行なう以上、小樽以外の景観まちづくりに努力している自治体、例えば真鶴町や川越市などの経験を踏まえる必要があろう。

No. 0102

主査 杉山 茂一

計画決定のメカニズムからみた市街地立地マンションの問題と課題

—阪神大震災の復興事例を対象として—

1995年に発生した阪神・淡路大震災は日本のまちづくりのさまざまな問題点を明らかにしたが、特に損傷を受けたマンションの修繕や建替をめぐる経緯は、リニューアルをめぐるマンション建築の問題点とその課題への対応をせまるものであった。また、震災後の復興における急激なマンション建設は、従来から指摘されていたマンション建設に係わる問題点を凝縮した形で現出することとなった。

マンション建築をめぐるのは、従来、行政による規制強化と地区計画を活用した環境の創造・規制が図られてきたが、法規制では限界があること、事業収支を優先するマンション供給側の問題点、規制強化がマンション計画を歪めている事実なども日照や景観をめぐるマンション紛争の中で個別には明らかにされていた。

本研究では、いくつかのタイプの被災地のマンションを対象に、地元まちづくり協議会メンバー、デベロッパーやマンションの計画・設計を担当した設計者などから、マンションの企画コンセプト、計画上のポイント、計画・設計上の問題点を調査し、計画決定のメカニズムを抽出している。さらに、マンションの開発規模、供給方式による問題構造の差異を明らかにした上で、地区のランドデザインとの整合性、駐車場の共同利用システム、景観形成への誘導などの諸点を論じている。

本研究は震災復興のまちづくりや被災マンションの修繕・建替を扱った研究ではないが、震災復興のまちづくりの熱気の中で、研究者と住民、デベロッパーの間のコミュニケーションが活発に行なわれ、平常時には明らかにされることが少ない、デベロッパーの本音、住民の意向がクリアーにされて、極めて興味深い研究となったといえよう。特にデベロッパーによるマンションの商品企画上の差別化の実態がリアルに把握されている。

マンションの規模、賃貸用マンションといった特性に応じて提案されている課題もよく整理されているが、デベロッパーの本音が迫力あるだけに、提案の有効性については若干の不安も存在しよう。

住宅地の環境形成において環境ノイズが果たす役割についての研究

—『環境ノイズガイドマップ』の作成に向けて—

近代都市計画によって作り出された均質な風景は、環境と人間をつなぐ記憶の形成に障害をもたらし、そのことが「私」の存在感を希薄化させているのではないかとの問題意識がこの研究の背景に存在する。

本研究では、これまでの都市計画では障害物や異物とみなされてきた空間要素を「環境ノイズエレメント」と名付け、それらが構築環境の形成に有意義に作用していることを検証しようとしている。

具体的には、直感的に選ばれた異物の中から、空間のレイヤーによって異化が発生し、そこに形態的な操作が加えられているものを環境ノイズエレメントとして抽出している。こうして得られた百数例の環境ノイズエレメントを、素材と異化の方法の2軸で分類し、それぞれの典型例を紹介しながら考察している。なお、素材については、場所の独自性や想起性と深くかかわる、自然物(主に地形)と土木構築物の2つに、異化の方法としては、「トレース」と「切断」の2つに着目している。

考察を通して、気にしなければ見過ごしてしまいそうな風景の中に、歴史的なレイヤーが隠されていることを明らかにしている。研究のまとめとして、風景の中から異物を発見し、それらを除去するのではなく、異物に「補助線」を与えるような加工を施すことで、レイヤーを顕在化させ、情報量の豊富な多層な風景を作り出す可能性があることを指摘している。

いろいろなことを考えさせられる知的刺激に富んだ論文であるが、加工方法と関係するキーワードである「トレース」と「切断」の意味や用法に曖昧な点があり、論文の理解を妨げている。また、図が小さすぎたり、不鮮明であったりして、環境ノイズがどのようなものかが読み取れないこと、および、文学的表現が多く環境形成における有効性をどのように検証したのかが良く分からないなどの点も指摘しておきたい。本報告では頁数の制約で限られた事例しか紹介されていないが、もっと多くの事例分析を読むことができれば、これらのキーワードの意味がもう少し鮮明になるのかも知れない。研究当初の企画でもあった「環境ノイズガイドマップ」の公刊を期待する。

近代京都における都市住宅の構成と特質に関する研究

—近代都市住宅の形成過程に関する系統的理解—

京都の魅力は、寺社建築ばかりではなく、伝統を感じさせる町並み景観にある。その景観は、京町家に代表されるような近世からの連続性の上に成立していると、われわれは理解しがちである。ところが、京都市街地の大半は、元治元年(1864)の大火後に復興した近代の産物である。したがって、現代の歴史的な町並み景観を構成する要素は、近世の伝統を継承する京町家ばかりではなく、幕末・明治以降に導入された洋風建築も、その重要な要素である。

本研究では、洋風の意匠をもつ町家を調査し、その成果をもとに、「洋館連結型」・「洋館付設型」・「看板型」・「箱型」の4類型に整理している。

「洋館連結型」は、街路に面した店舗(表屋)部分を洋館とするが、背後の居住部分は和風のままであり、洋館から裏の居住部分までひとつつながりの通り土間が設けられるなど、京町家の基本形が維持されている。「洋館付設型」は、和風の居住部分の前面に、書斎や医院の診療室を、洋館として建てるものである。「看板型」は、ファサードを防火・防水仕上げの洋風とするが、平面や内部意匠は京町家の伝統を継承する。「箱型」は、小規模な町家に多く、1階を店舗とし、上階を居住部分とする。

これら洋風の要素をもつ町家を成立させた背景には、時計店など近代に成立した新たな商売への対応がある。いっぽう、居住部分については、座敷を中心とした伝統形式が維持された。また、洋風化を促進させたひとつの要因として、大正から昭和初期に行われた道路拡幅がある。これにより町家の前面が「軒切り」され、ここに洋風意匠が取り付けられた。

本研究は、京都の町並み景観を構成する要素として、伝統的な京町家ばかりに注目するのではなく、洋風建築が重要な要素である事を具体的に示しており、興味深い成果が得られた。とすれば、京都の洋風建築の系譜を知りたくなる。設計者は、どのような人々なのか。町場の大工達であるとすれば、彼らは何処で、どの様に洋風意匠を学んだのであろうか。伝統的な大工技術と洋風意匠をどの様にすり合わせ、保守性と進取性を整合させたのか、次なる展開が期待される。さらに、町並み景観の全国的画一化をくい止めるためにも、このような研究が各地で実施されることを望みたい。

立川米軍ハウスの居住者の構築に見る現代居住の要望

この研究は、異文化の住宅に住む居住者がその住宅を変容させる状況から、その居住者自らの住文化や住要求を捉える研究として位置づけることができる。具体的には、“米軍ハウス”として、立川基地周辺に米兵用住宅として供給され、その後日本人が居住するようになった民間賃貸住宅をとりあげ、その成立経緯や建築的概要を捉えた上で、日本人居住者の米軍ハウスに対する働きかけを“構築”として捉え、それをもとに現代住宅への住要望を考察しようとしたものである。

第2次大戦後の日本人の生活にアメリカ文化は大きな影響を与えたが、住まいに関しても例外ではなかった。この研究は、それを具現化したのものとしての米軍ハウスを、残存しているうちに記録にとどめる点でも意味を持っている。

8例の事例調査をもとに、考察の焦点は日本の一般住宅とは明確に異なる玄関とバスルームに絞られた。玄関の“構築”を、根強い履き替えの習慣に加えて、玄関という空間が住まいの日本のイメージを構成する重要な要素であることによる、と解釈し、また、浴室・トイレ一体型バスルームが受容されている事実から、その日本住宅への普及の可能性を見いだしている。

ここで捉えている住み手による住居の改変は“構築”という表現にはそぐわないように思われる。賃貸住宅が対象であることから、そもそも“構築”は限定的にならざるをえないが、考察の対象を変化の捉えやすい玄関とバスルームに限定し過ぎたことによって、「現代居住の要望」の考察も限定的にならざるを得なかった点も惜まれる。アンケート調査 62 例中 25 例の入居理由にも表れているソーホー的な利用、それがフロントヤードに開かれたリビングを持つ基本構成とかかわっていることや、リビングは必ずしも南面しないこと、あるいは内法寸法の問題など、もっと住まい全体を捉える視点があれば、検討に値するテーマは豊かに見いだせたように思われるからである。

明治期における巡幸施設の建築様式と使い方に関する研究

一皇室にみる洋風から和風への回帰とその背景一

文明開化・欧化政策の下、明治天皇は、「洋風化の手本」としての役割を担わされた。軍服姿の肖像がそれをよく示している。いっぽう、伝統文化の体現者としての役割も担っていたはずである。

では、当時の、特に東京以外の地方の人々には天皇の住まいはどの様に理解されていたのであろうか。天皇の宿泊に充てられ、現在文化財に指定されている建物は、豊平館（札幌市）など大半が洋館である。このため、当時の人々も、「天皇の住まいは洋館である」と理解していたと、現代のわれわれは考えてしまう。しかし、著者らの調査・研究によって、地方に建てられた天皇のための建築（巡幸施設）の多くが和風建築であったことが、明らかになった。

明治天皇は、明治時代初期に全国を巡幸した。また、皇太子時代の明治天皇も、明治時代後期に全国を巡幸した。明治天皇の巡幸施設の多くは、和風建築であった。

それは、天皇としての格を示すのに、床の間など伝統的な建築表現が不可欠であったためである。さらに、極端に天井を高くしたり、神社建築の意匠を援用して、天皇の座所としての格が表現された。天皇は、和室にテーブルや椅子を持ち込み、靴を履いたままで生活した。

明治時代後期の皇太子巡幸施設においても、和風建築は継承されるが、椅子とテーブルを置き、テーブル掛を掛け、金屏風を立てる室礼が、格を表現する手法として確立し、建築だけで格を表現する必要がなくなった。

つまり、床の間によって上座を表現する和風建築の基本を明治時代初期には採用し、家具の配置（この場合は、金屏風などの室礼）によって上座を表現する洋風建築のインテリアが明治時代後期には認知された。

本研究は、巡幸施設の意匠を現地調査を踏まえて詳細に検討し、天皇としての格がいかに表現されたかを、明らかにしたものである。しかし、本研究には、巡幸施設にとどまらない、興味深い問題が隠されている。まず、和室にテーブル・椅子を持ち込み、靴のまま入る、現代のわれわれにとっては極めて特異な生活様式が、当時の人々には素直に受け入れられたのであろうか。素直に受け入れられたとすれば、それは天皇としての特殊性ゆえか、あるいはわれわれが和室を固定的に考え過ぎているのか。さらに考えると、「和風建築とは何か」に行き当たる。近代の和風住宅は、近世住宅の直写ではない。洋風建築も、ヨーロッパ建築の直写ではない。和風も洋風も、歴史的な変転を経て成立している。それを読み解く作業は、実に興味深い。

歴史的集合住宅の継承と再生の手法に関する研究

—江戸川アパートメントの再建に向けて—

同潤会のアパートメントの更新、特に建替については、マンション建替の先行事例として多くの報告がなされている。また江戸川アパートメントの更新についても主査らを含む研究グループにより少なからぬ報告がなされている。

いっぽう、この研究の実施期間中に、マンション法とも称される区分所有法の大規模な改正がなされ、さらにマンションの建替の円滑法も制定されるなど、江戸川アパートメントの建替をめぐる環境は大きく変容した。そして、研究期間中に同アパートメントの区分所有法上の建替決議がなされ、現場では全面建替に向かって事例は進行中である。

申請時の研究計画では、研究グループは建物の部分保存と従来の生活・空間の継承を目指し、この試みを保障する法的な条件整備に関する研究を研究目的としていたと思われる。しかし、前述の事情も相まって、本研究はその研究目的が大きく影響を受け、調査研究をめぐる環境は厳しいものであったといえよう。その経緯を考えると、研究計画の変更は余儀ないものといえよう。

本研究では建替議論を中心とした江戸川アパートメントの変遷が記述されている。個々の事例は既知のことが多いが、建替議論という切り口で整理された歴史的な経緯は大変興味深い。

同潤会のアパートメントの建替に当っては、常に建物の全面保存、部分保存、生活・空間の継承が問題とされ、特に江戸川アパートメントではこの問題が主要なテーマとされた。本研究グループは、部分保存、躯体保存、内外装保存、そして全面解体にかかわる文化的位置付けと制度的・技術的な検討を行なっている。結果的には事業として全面的な建替が選択されたが、部分保存を可能とするための制度的な検討は、今後、歴史的に価値のある集合住宅の建替にとって大きな蓄積をなすものといえよう。

中国の古代住宅の展開と日本住宅との関連性に関する研究

「寝殿造の祖形は中国の四合院であり、その四合院は中国古代から清代まで一貫して主流であったとするこれまでの定説に対して、中国唐代の上級住宅は四合院が主流ではなく清代よりも開放的であったが、その後清代にみられる閉鎖的な四合院に変化した、いっぽう日本の寝殿造はそのような唐代の住宅を模倣したが、その後中世にかけてより開放化し、方位に関係なく道に対して住宅を構える正面性へと変化した」との仮説を立て、中国および日本の住宅史を書き換えようとする、大胆な試みである。

寝殿造は中央に寝殿、左右に対屋を配し、これが中国の四合院における正房と廂房に対応するとされている。これに対して、敦煌壁画や白楽天の詩をもとに、唐代の住宅における廂房の存在を否定し、したがって四合院ではなく、より開放的な構成であったとする。さらに、唐代の住宅は、南池を有し、木造建築で朱塗の門と白壁の築地塀であった点でも、寝殿造につながる。その後、文化的な転換を経て、明清代に四合院が一般化する。いっぽう、日本では、中世の洛中洛外図に示されるように、方位に無関係に、道路に対して正面性と開放性をもつ住宅形式が生まれ、これが近世の中下級武家住宅、さらに明治以降の都市中間層の住宅に受け継がれたとする。

以上のように、本研究は極めて大胆な仮説に基づくものであり、これまでの研究成果の多くを否定的に扱っている。本論文は、廂房を否定した絵画史料の分析方法、寝殿造から洛中洛外図の住宅へ突然飛び、南門の成立などその間の変化に注目していない、住宅における階層性を無視し大まかに全体像を概観する、などの問題点があり、批判的に評価することは可能である。しかし、自らの研究を再構築し、新たな展開に向けて危険を冒す野心的論文であり、極めて魅力的である。

No. 0110

主査 田中 麻里

タイの住宅におけるアクティビティと住空間に関する研究

タイの伝統的住居の変容過程を生活行為との関連で明らかにし、持続する住空間の中にタイ住居の固有性を見だし、今後の住宅計画の指針を得ようとする研究である。

現地調査の対象として、2つの性格の異なる住宅地を選び、それぞれについて分析・考察している。1つは、1930～40年にタイ国鉄職員住宅としてバンコクに建てられたチットラダ住宅地で、伝統的な住空間構成を取り入れながら西欧的な配置形式が採用された計画集合住宅地である。職員の身分に応じて複数の住宅形式が計画されているが、本研究では、屋外広間空間（チャーン）や台所を複数世帯で共用する木造高床のローハウスに着目し、その変容過程を明らかにしている。日常的には住戸へのアクセスや家事作業、遊び、共食の場として使われる多目的空間であり、非日常的には多人数で仏教にかかわる儀式を行うための空間でもあるチャーンの存続とその意義が指摘されている。

もう1つの調査対象は、バンコクノイ運河流域の2つの水辺集落で、建設年代により、高床住居、杭上住居、陸上化住居の3形態が見られる。住居変容の要因の1つとして、家具やテレビなどの貴重品を置くために、開放的であった屋外空間や半屋外空間が室内化されていく傾向と、日常の居場所である半屋外の開放的空間が水際に新たに設けられている実態について考察している。

2つの事例を通して、今後の住居計画に向けて、タイ固有の多目的な半屋外広間空間の意義を再認識し、さまざまな日常生活行為や接客にも対応しうる多目的空間や、近隣との交流を促す中間領域の必要性を指摘している。

現地大学との協働によるていねいな実態調査にもとづく研究であるが、2つの調査対象の論文中での関係や位置づけについて説明して欲しかった。また、紙数の制約もあり、今回の報告では生活実態が伝わってこない点が惜しまれる。当財団の印刷助成などを活用して、貴重な生活実態記録をまとめておくことを薦めたい。

No. 0111

主査 福本 佳世

大正・昭和初期の大阪市営月賦住宅における住環境の変遷について

—北島・杭全住宅の住宅及び住宅地の現状調査—

本論文には、申請書における研究目的及び具体的な研究内容・方法の相当部分が欠落している。すなわち、第1目的の「計画当初の計画理念の再確認」については、杭全住宅の設計に関与したと思われ、かつ大阪市不良住宅地区改良事業の下寺・日東アパートの設計者でもあり、当時の大阪市公営住宅のキーマンとして資料研究をする予定の波江・新名に関する記述がまったくない。第2目的の「北島・杭全住宅における70年間の住まい方を追う」についても、住まい方の変遷に関するヒアリング調査は、公園及び集会所の使い方に関する一部の調査を除いて行われていない。第3目的の「70年前に供給された木造戸建住宅の性能評価」についても、研究計画の変さらによって中途段階でカットされた。しかしながら、住宅・住宅地の原型及びその後の変遷についての現地調査はしっかりと実施されている。また当時の大阪市営月賦住宅が土地区画整理事業と結合して計画的に建設され、中間層サラリーマンのファミリー住宅として供給された経緯や背景もよく説明されており、資料的価値は高い。若手研究者が陥りやすい「過大テーマ」の弊害を戒めつつも、熱心な現地調査のエネルギーを評価したい。

コミュニティケアと循環型生活ネットワーク —自発的コミュニティにおけるノンフォーマルケアの考察—

コミュニティケアの重要性が指摘されて久しいが、制度化された福祉にも、私的なケアにも限界があることは明らかとなっている。本研究ではコミュニティケアを、地域（住民）による地域（住民）のためのケアによるコミュニティづくり、と捉え、その鍵となるノンフォーマルケアに視点を当てて、今後のあり方の可能性を探っている。意義ある基礎的研究であり、模索的かつ理論的研究としても位置づけられよう。

具体的には、まず、農村と都市では異なるコミュニティの質と、それをふまえたコミュニティケアのありかたを検討した上で、〈まちづくり活動による生活支援〉〈住民活動と地域と連携した診療所活動〉〈地域通貨〉という3つのノンフォーマルケア活動の場面が取り上げられている。それぞれの地域と、ひとりひとりの高齢者の地域生活の事例調査の内容、およびそれらの表現の質は高く、それらの結果にもとづいて、今後のコミュニティケアシステムの確立に向けた検討と考察がなされている。

視点が一貫しているため、3つのそれぞれの場面に則した調査方法をとりながらも、それらの結果は十分に統合されて、ノンフォーマルなケアシステムが「認知」を「交流」に変える機能を持つこと、ノンフォーマルケアの圏域は中学校区をおよその上限としていること、その拠点のあり方にみられる地域差などの有効な知見を得ている。

新たな概念を伝えていこうとする時、その用語は重要である。論文タイトルにある「循環型生活ネットワーク」「自発的コミュニティ」の説明がなく、本文中では全く用いられていないなど、用語がやや未成熟なままに用いられている。優れた先駆的研究であるだけに惜しまれるところである。

上肢障害者の住宅における生活行為に関する研究2

建築計画分野では、車いす使用者を中心とした移動にハンディキャップを持つ障害者を対象とした研究が先行して進められてきたが、上肢障害者を対象とした研究は稀である。本研究は、サリドマイド胎芽病による上肢障害者に加えて、高齢者、リウマチ患者を調査対象者とし、その生活行為特性を捉えて、住宅における上肢障害者配慮の手法を検討することを目的とした研究である。

サリドマイド者とリウマチ患者については、日常生活行為および家事作業行為の処理状況や、生活行為の処理に付随して生じる身体への負担状況など、ていねいな実態把握がなされている。しかし、高齢者に関しては少数の対象者による住宅各部の5段階評価がなされたのみである。そして、いずれにしても実態把握の段階にとどまっている。最後に述べられている、住宅改修と福祉用具と人的サービスの利用の組み合わせが有効であるとの結論は、この調査なしでも見いだせたはずである。

調査と文献資料をもとにまとめられるはずであった上肢障害者の状況を配慮した住環境の改善方法、使用が望まれる福祉機器の種類、人的サービスの内容の整理と提案には全く至っていない。リウマチ患者の住宅改修や福祉用具については患者団体の情報提供によるところが大きいとの結果が報告されているが、この研究がそのような場で活用できる有効な情報としてまとめられる必要があるのではないかと。対象者に多大な協力を得て実施した調査の結果を、このように報告するだけでは、研究者の責任が果たせたとはいえないのではないかと。また、医療や福祉の専門家も加わっているとみられる共同研究者は、この研究にどのように関与していたのだろうか。

今後は上肢障害と他の障害との重複を視野に入れた研究を進めるとのことだが、その前に、今回の調査に関連資料を加えた十分な分析と考察と提案を望みたい。

介護保険法導入に伴う個人の社会化と住まいの開放化に関する研究

－療養と看取りからみた住まいの研究－

本研究は、介護保険法による在宅介護の推進と住まいのかかわりに着目し、社会による介護が住まいに持ち込まれることによって「個人の社会化」をもたらし、それが同時に「住まいの開放化」を要請していると捉えた。そこで、在宅で展開されている介護をめぐる住まい方の現状を描きだし、それを基に住まいの内部と外部の開放性について考察している。高齢社会を迎えた日本の住まいに関する新たな計画課題の設定の確かさと、それに基づく優れた研究成果は高く評価できる。

「個人の社会化」は、生活の自立度、精神活動の低下、介護度によって捉えられ、「住まいの開放化」は、昼と夜の要介護者の生活拠点と家族による見守りに着目した住まい内部の開放性、ならびに、外部サービスに対する開放性で捉えられている。このように、関連する幅広い分野の既往研究が十分に踏まえられて、要介護者の生活像や住み方が的確に描きだされた事例調査が実施され、示唆に富む結果と考察が得られている。

本研究が対象とした住まいの多くが和室の続き間を持つ住宅であること、居住者がそこを有効な介護の場としている地域であることが、開放性をめぐる多面的な検討を助けていることは確かである。

見守り、見守られる場として住まいを捉える視点から、日本の伝統的な住まいの開放性を再評価することは既になされてきた。本研究はさらに具体的に、個人の社会化が住まいに変革を求める状況を明示することによって、公私分化の枠組みによって近代化を進めた日本の住まいの計画を根本的に問いなおす方向を明確にしている。

アムステルダム・バイルマミーア高層住宅団地の再生に関する研究

－総合的アプローチによる持続可能なコミュニティの建設－

本研究は第2次大戦後の住宅難解消のためにアムステルダムに大量建設されたバイルマミーア高層住宅団地の失敗の原因を探り、新たに開始された大規模再生事業の全容と再生手法の特徴を明らかにすることを目的としている。

その背景、計画の内容と特徴、失敗の状況とその原因、そして、再生事業着手後の経緯とその内容、即ち統合的アプローチ、さらに事業の評価と支援事業までの的確に記述され、目的は十分に達成されている。

日本における団地再生は「膨大なストックの活用」が主たる目的であり、劣悪化した居住環境の改善を主目的とするヨーロッパ各国とは背景が異なるものの、本研究で提示されているソフト面を重視し、地域の広がりの中で再生に取り組む手法は傾聴に値する。この統合的アプローチが、治水と干拓によって培われた伝統的な手法であり、オランダの伝統的な意思決定方法である、協議と合意に基づくオランダモデルがベースとなっているとの指摘は興味深いものである。

比較対象とされた日本の公団方式、オープンビルディング方式は、団地再生手法というより、住棟の再生手法であり、この比較の部分は論文としては必ずしも必要ではなかったともいえるが、しかしここにおいても空間的再生と社会・経済的再生と管理的再生をともに進める統合的アプローチの必要性は明らかである。さらに、低層に回帰した理由や、住宅供給の民営化が進む中で公的住宅供給の役割についても、紹介があると有用であったであろう。

しかし、バイルマミーアの成功を元気づけたのは、統合的アプローチや、国の政策とリンクさせた官民のパートナーシップに加えて、オランダのバブル期にあって可能となった活発な地域施設の誘致や新都市の建設であったようにもみえる。これからの日本で可能な統合的アプローチの手法の探究と実現に期待したいものである。

住宅所有の構造再編に関する研究

—日本・英国の比較分析を素材として—

本研究は、1960年代のいわゆる「ゴールデン・エイジ」から現代の「グローバル・エイジ」への移行期において、日英両国の住宅所有構造がどのように変容したかを、統計資料に基づき分析した比較研究である。

比較分析は、社会・人口構造の変化、経済・雇用条件の変化、政府の住宅政策・制度の変化の3軸に沿って行われている。すなわち、住宅価格の流動化、住宅所有者の多様化、住宅市場の規制緩和と市場の比重の増大といった共通の現象がみられるいっぽう、住宅価格の変動方向や公共住宅払い下げ政策といった点では顕著な差異がみられることを明らかにしている。

以上、豊富な資料を駆使した分析といえ、これまでは地域性が濃厚とされてきた住宅市場、とりわけ、持家市場がグローバル経済化（金融資本の多国籍企業化）にともない、金利操作を通して次第に資本市場のグローバル化の波に組み込まれていくという視点、そしてその中で「安定性」の代名詞であった持家が不安定性を強めているという現状認識は興味深い。

とはいえ、グローバル経済化にともない住宅所有の条件は均質化するという理論仮説は、グローバル経済化が直接的に影響する国際都市（首都）と、それらが及びにくい地方都市では全く様相を異にすることを、もっと考慮に入れる必要があると思われる。また、国ごとの歴史・政策条件等を媒介するグローバル経済は、結果として住宅所有のありかたを多様化させるという理論仮説は、ごく当然のことをいったままで、とりたてて新しい視点とも思えない。要するに、これまでの住宅市場研究に比較して、何を新しく付け加えたかを、もっと簡潔に示す必要があると思われる。

評に対する反論

最初に頂戴した研究評は無根拠かつ不明瞭な内容であったので、それへの反論を提出したところ、最初とは異なる論点を含む新しい評を頂いた。研究評を書き、反論を受け、それに応答するのではなく、最初の論点を取り下げ、新しい内容を持ち出す、という対応のあり方に違和感を覚える。新しい研究評は再び不適切な部分を含む。グローバル経済の影響が英国では南北で顕著に異なり、日本では東京及び大都市と地方では異なるなど、一国内での地域差を伴うことは、論文のなかで実証的に明記・強調したとおりである。一国内の地域差は論文の主要論点のひとつである。その地域差は「国際都市（首都）」と、それらが及びにくい地方都市」の差という均質なのではなく、国ごとに発現形態が異なる、ということが論文でのポイントである。国際学界の比較研究分野ではグローバル経済が国ごとの歴史・社会・政策・文化条件を超えて、住宅システムを特定の方向に収斂させるという収斂化説と、私達の仕事を含む多様化説が議論の枠組みを作っている。European Network for Housing Research が主催し、私達のうち3名が参加・講演した昨年の大規模な国際会議では「収斂と多様」が総合論点であった。当該分野では多様化説を無根拠に「ごく当然」とみなす考え方は支持を得られない。多様化説を当然とみなすには、その前提として、日本を含む多数の国の住宅システムが揃って住宅・資本市場の自由化に向かうのは何故なのか、という問題に答え、学界主流のひとつを構成する収斂化説の支持者を論破することが必要である。収斂・多様化説の双方が「ごく当然」ではないからこそ、「収斂と多様」の議論に世界の多数の研究者が集まるといふ状況がある。論文では日英比較にかかわる多数の新しい事実発見を具体的に示している。新しい事実発見は貴重な成果であるし、何が新しいのかは本文中に簡潔・明快に記述したとおりである。

日本の公的賃貸住宅管理システムの変革 —イギリス型モデルの創造的適用—

今日、公的賃貸住宅の居住者の高齢化と低所得化は著しく、これに伴い共用部分の管理やコミュニティ活動の水準は著しく低下しつつある。いっぽう、1970年代以前の公的賃貸住宅には、規模や設備が不十分な住宅も多く、そのストック改善も課題となっている。しかし、行政が全ての住宅管理を担い、さらにストック改善を行うことは財政的にも極めて困難である。

このような状況はイギリスにおいても同様であるが、イギリスでは **Tenant Management Organization (TMO)** と称される NPO の活用が図られ、一定の成果を上げている点が注目されている。

本研究では、①日英の公的賃貸住宅事情を調べ、②居住者の高齢化・低所得化という傾向、ストック改善の必要性という共通の問題・課題を確認し、③日本、英国のそれぞれの公的賃貸住宅の管理事務を調査し、管理上の問題点を明らかにしている。その上で、④イギリスの TMO の活動実態、TMO の活動を推奨する法制度、TMO と行政のパートナーシップの実態を論じている。⑤特に TMO の活動については2つの地区の事例を詳しく紹介し、居住者を中心とする TMO に行政から大幅な権限が譲与されている点が紹介されている。さらに、⑥イギリスの経験を踏まえて、日本型管理モデルが提案されている。

全体を通じ、論文の展開が極めて明快であり、問題点の指摘、提案内容とその具体的条件も説得力を有している。

今日、日本の都市部、特に大都市及びその周辺地域の公営賃貸住宅制度は抜本的改革が問われているが、この研究は住宅管理の面からの優れた分析、提案に対し高く評価できる。

寄せ場型地域—山谷、釜ヶ崎—における野宿生活者への居住支援

—「自立」支援と結合した居住支援の課題—

野宿生活者の自立支援と結合した居住支援の可能性を追求した極めて優れた実践参加型の調査研究である。調査結果は、(1)野宿者が集中する山谷・釜ヶ崎というわが国最大の寄せ場地域を調査対象に設定していること、

(2)両地域の共通点・相違点を、地域形成の歴史、簡易宿泊所の建築形態と立地条件、簡易宿泊所の利用者と経営者の実態から明らかにしていること、(3)野宿生活者の生活保護制度の適用に関する東京都と大阪市の行政対応の違いにより、簡易宿泊所を利用した野宿者の自立支援対策に関して簡宿経営者やボランティア組織の間に異なった対応が生まれていること、(4)山谷の簡易宿泊所の経営者調査に基づき野宿生活者の居住の場としての可能性を検討していること、(5)とりわけ釜ヶ崎の生活保護制度を利用した新しい自立支援型のサポーターハウスの実態を詳しく調査していることが主な内容である。本研究は、直近に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、ホームレスの野宿生活からの脱出及び転落防止の基盤に「安定した居住の確保」があることへの理解を欠いているとの認識に基づき、野宿生活者の自立にとって居住確保が必須条件であり、その視点から自立支援と結合した寄せ場での居住支援及び寄せ場地域の再生の可能性について論及し、問題点の解明に成功している。通常、この種の調査研究の実施は極めて困難であるが、本研究チームはこれまでのボランティア活動の蓄積の上に、今回さらなる支援グループ・若者メンバーの参加協力によって、事態のリアルな把握に成功している。特筆される研究成果といえよう。

戸建住宅の増改築・建替要因に関する研究 —民間開発の大規模分譲住宅団地を対象として—

住宅市場の成熟化にともない住宅の長寿化及び住宅団地の維持は重要な研究課題となりつつあるが、本研究は、昭和40年代後半に郊外に開発された民間建売分譲住宅6団地を対象として住宅改善の仕組みを捉え、住宅及び団地の持続的発展の指針を得ようとする。本研究の優れた特徴は、(1)既往研究の検討に基づき、住宅改善の主要素は、家族構成とライフステージ、所得・貯蓄などの家計、ライフライン・住宅観の3つであるとの明快な作業仮説を定立していること、(2)ほぼ同時期に開発され入居した6団地を比較することによって、家族及び住宅の変化を「社会実験」的に把握できるよう調査方法に入念な工夫をこらしていること、(3)家族変化と関連して時系列的に住宅改善の発生内容・発生時期などを把握することにより、住宅改善3要素の相互関係の分析に成功している点である。調査設計や結果分析は綿密であり、いかにもベテランらしい研究の展開がうかがわれる。しかし敢えて希望を述べるとすれば、このような改善プロセスや今後の予想を踏まえて、住宅の長寿化や団地の持続的維持のために民間開発団地において、これからのような管理システムが全体として必要になるかについても提言がほしかった。フルペーパーの報告をぜひ読みたいので、印刷助成で出版してほしい。

近世ならび近代初期の建築用語に関する基礎的調査研究

明治39年(1906)に中村達太郎によって著された『日本建築辞彙』は、歴史的な建築用語を知る底本である。現代の建築用語辞典の多くもこれに依っている。本研究は、同書を起点に、近世・近代初期の建築書を悉皆的に調査し、当時の建築(工匠)用語に関する基礎資料を蓄積しようとする壮大な試みである。

本論文では、その全貌を紹介しきれないため、いくつかの具体的事例をあげて論述している。たとえば、宝暦8年(1758)溝口若狭林卿によって著された『紙上屋敷』なる、建築用語集がある。同書には、用語を解説する文章はなく、用語の羅列にしか読めない。しかし、建築を構成する概念に基づいて用語が配列されていることが、本研究で明らかになった。

また、伝統的技術を継承する職人たちからの聞き取りにより、現代に至る用語の変遷を検証している。たとえば、「渋塗」について、『日本建築辞彙』では柿渋の採取方法についてまで詳細に解説している。渋塗は防腐効果の特徴であるが、クレオソートの出現で姿を消した。伝統的技術では、柿渋に水を混ぜて希釈すると防腐効果がなくなるため、希釈しなかった。しかし、希釈しないと塗りむらが出るため、下地に「水うち」をした。近年、柿渋塗が復活しているが、希釈しており、異質な技法である。

このほか、「地覆」、「柱貫」などいくつかの用語について、構法の変遷を踏まえた、優れた見解が示されている。

建築用語は、技術体系の歴史の変遷を示すとともに、地域や技術者集団の特質も看取できる、建築技術史上の重要な指標である。したがって、本研究は日本建築技術史を再構築しうる大きな可能性を示している。しかし、その成果が体系化されるまでには、かなりの時間を必要としよう。とすれば、未完結であろうと得られた成果を順次公開し、失われゆく技術情報を収集する足がかりにするなどの方策が必要となろう。

公共賃貸住宅ストック改善のしくみづくりに関する研究

－神奈川県公社住宅の2つの建替事例を通して－

当初の研究計画では2つの公社住宅団地の建替に関する事例調査になっていたが、提出された研究論文では、その事例調査が団地居住者組織の上部団体である県公社住宅自治会協議会の活動と有機的に結びつくことによって、公共賃貸住宅改善の基本システムを構築する上での戦略的価値を有する事例へと一挙に昇華することになった。2層の居住者団体の連携によって実現したこれらのしくみは、(1)県公社と居住者団体が公共賃貸住宅の建替事業を進める上で、互いを対等なパートナーとして認知し、居住者側の意見をアドボケートする専門家の参加を保障する「パートナーシップ方式(協議会方式)」を採用したこと、(2)現行家賃と建替後家賃の新旧家賃格差を、公社の家賃激変緩和措置に基づく財源に加えて、建替対象団地以外の県公社住宅の全住戸の家賃に約700円上乗せして創設した「新旧家賃格差調整金制度」によりまかなったことで、はじめて可能になったものである。このしくみの創設によって居住者とりわけ高齢者の「戻り入居」が可能になり、そのことがまた建替事業を円滑に具体化させることになって、公共賃貸住宅のストック改善が推進されるようになったことは画期的である。本研究の成果は、今後の公的賃貸住宅の建替事業にあまねく適用されるべき普遍的な教訓を含んでおり、それらを見出した研究の展開は見事というほかはない。

分譲集合住宅のリニューアル工事の品質確保支援に関する研究

－設計図書・施工者選定・工事管理の適正化－

近年、その重要性が高まってきている、集合住宅のリニューアル工事について、特に分譲集合住宅の共用部分に焦点をあて、管理組合が品質を確保した工事が行えるようにするにはどのような支援をなすべきかを探ろうとしたものである。

コンサルタントにヒアリングを行い、リニューアルに係わる業務の内容を明らかにした部分は、従来あまり知られてはいなかったものを記述している点で評価できる。ただし、ヒアリング対象が2者だけというのは、研究論文としては物足りない。調査対象を増やすことにより、より普遍的なプロセスを解明すべきではないであろうか。

工事監理業務の内容の整理と、定例の打合せ等でのどのような内容が取り上げられているかの調査も興味深い。ただ、これについても、ひとつの調査事例に基づく報告であり、普遍性があるものなのかは疑問である。少なくとも、一般的な新築工事における打合せ内容との比較分析は必要であろう。予定工程と実施工程の比較、実数清算との関係についても同様であり、リニューアル工事の新築工事との差異がどのようなものに出るのかは、少なくとも数例の調査結果を比較する必要がある。

コンサルタントに対する管理組合の意識調査も、意義ある研究である。しかし、これについても、アンケートの回答数が少なく、評価は難しい。

「典型的なリニューアル工事」として工事の例を採りあげているが、何が典型的なのかが明らかでないことも残念である。典型的なリニューアル工事とはどのようなものであるかを明らかにすることも、このような研究で必要なことではないであろうか。また、「リニューアル工事の内容を規定する調査診断については、かなり厳密で詳細な調査を行う場合と簡略な調査の場合に分かれる。」というようなまとめの記述は適切ではないであろう。研究の目的が優れているだけに、残念である。

阪神・淡路大震災における仮設転居層の住宅・生活復興に関する研究

阪神・淡路大震災においては、一時的避難場所として想定されていた仮設居住が著しく長期化したこと（解消に5年）、避難所—仮設住宅—恒久住宅という単線型の復興プロセスが、必ずしも有効に機能しなかったことなど、従来の住宅復興対策に重大な欠陥があることが明らかになった。本研究は、被災地から遠く離れて建設された仮設住宅団地（加古川市、1000戸）の居住者が、退去後どのような経路をたどって生活と住宅の復興を果たしたのか（果たしえないのか）、またその間の居住支援サービスは適切であったかについて、5回にわたる退去者の追跡アンケート・ヒアリング調査と明石市居住支援組織（ケアネットシステム）に対する2回のヒアリング調査により、実態と問題点を時系列的に解明した労作である。それによると、（1）仮設居住者のほぼ55%が「元の区」に帰っているが、仮設居住が1年余りを経過するとその比率が激減する、（2）従前住宅は戸建持家1/3、民間賃貸住宅1/3で分譲マンションや公営住宅は少なかったが、退去後の住宅は持家27%、公営住宅70%で公営住宅が激増し、民間賃貸住宅が激減した、（3）恒久住宅としての公営住宅の「ハコモノ評価」は高いが、生活復興に関する充足感は極めて不安定である、（4）恒久住宅への入居時から時間が経過するにつれて、ハコモノ復興から生活安定へのニーズが高まるなど、これまでの指摘が検証されている。また、被災各都市に先駆けて構築された「明石市ケアネットシステム」は、在宅支援センター、生活復興相談員、LSA、交番、保健所、福祉課、社会福祉協議会、訪問介護ステーション、ホームヘルパー、医師・看護婦などを構成メンバーとし、ケア情報の一元化、保健・福祉・医療に関する生活情報の提供と連絡手続き援助、健康相談と食生活改善指導など継続的な「見守りシステム」が多大な成果を上げたことが明らかにされている。

空間一様発生法による住宅の換気量測定手法の開発研究

—居住状態の化学物質放散量に関する調査研究—

シックハウス問題の解明のために、室内化学物質汚染の濃度を明らかにすることは基本的事項であるが、それと同時に換気量を知ることは、設計時の換気性能を検証する、あるいは室内における汚染物質の発生量を推測する上で重要である。居住時の換気量を測定するため、本研究では大掛かりな器材を持ち込まないで簡便に測定できる手法について検討したものである。この方法は既に米国、スウェーデンで開発され実用に供されているが、委託した場合には測定・分析のための費用が高く、独自のガスを使って独自に分析する方法を確立した点で評価される。

1章は研究の背景と目的が述べられている。2章は換気量測定法の原理であり、特に新しい内容は含まれていない。3章はトレーサーガスの発生方法と分析方法についての記述であり、研究チームが独自に開発したものである。発生の方法は毛細管ピペットとバイアル瓶を用いた方法の2種類であり、発生量は毛細管ピペットの長さ、バイアル瓶の穴の面積によって制御する。また、発生量は温度に強い依存性を示すことが明らかにされている。4章は機械換気システムが設置された6件の木造独立住宅における換気量の測定結果である。1件を除き、換気システムは常時運転している。測定結果によれば、10日間の平均換気回数はおおよそ0.3~0.7回である。いっぽう、室内のVOC濃度も測定しており、12成分の測定結果も示している。それらの結果を用いて、発生量を推定しており、Total VOCは、建築後2年を経過すると少なくなることが示されている。我が国では、この方法による測定例は少なく、貴重な情報を提供している。

以上、居住時の換気量を測定した例として貴重であるが、現場実測では研究チームが開発したトレーサーガスの発生方法を用いておらず、スウェーデン Pent I A Q社製のガスを用いており、またサンプラーもSKC社製のものを用いている。その理由について明確に示すべきであろう。

現代における土造り住宅の室内環境に関する研究

一土の実験住宅ワークショップをとおして—

版築工法を用いた約 4.5 畳の実験居室の建設を計画し、ワークショップ形式で施工し、強度実験や建設後の熱環境の測定、さらには数値計算による推定を行って、熱的性能を評価した。建設計画から施工、性能測定まで、専門家のアドバイスを受けながらも、すべて研究者自身が実施し、建設の計画、道具・材料の準備、土の配合と圧縮強度試験、ワークショップの体制、施工方法、施工工程、述べ人数、建設費用、性能測定結果などについての詳細な記録を残している。これらの記録は極めて適切で要領を得ており、ひとつの建設記録のモデルとして考えてよい。

2章では、版築造の実験居室の計画概要が解説され、居室の計画概要、使用した道具と材料、版築型枠の仕様、土の配合と圧縮強度試験の結果について記述している。3章は施工の記録であり、ワークショップの体制、施工工程、材料の配合管理の方法、施工水準を保つための方法、建設の各段階での施工費、完成した実験室のその後と現状について詳細に述べている。4章では夏期の室内熱環境の測定概要と測定結果が示され、熱容量の大きな建物の室内温度の特徴が測定されており、夏期の室内温度は外気温度より低いことなどが示されている。但し特に新しい知見は得られていない。5章は実験ができなかった冬季の熱環境について、数値計算によって推定した結果であるが、数値計算手法の精度について検証を行った上で使用して欲しかった。

屋根の断熱性能をもっと高めれば、日中の室内温度を押さえることができたであろう。また、屋根断熱の厚さを増しても室温が変化しないのは、日射の屋根からの侵入と室内からの熱の損失が相殺されたからであるが、暖房している状態では屋根断熱の厚い方が熱損失は少なくなるはずである。また、蓄熱部位が減るほど室温が緩やかに下がるということは理論的に理解しがたい。耐久性や耐震性については今後の検討課題であろう。

いずれにせよ、大学院研究生が中心となって、これらの一連の建設を実施したという点で注目に値する。研究というよりは版築工法による試行錯誤の施工実験の記録であるが、建築教育の面から大いに参考になるものである。

木質住宅における生物劣化の非破壊診断技術に関する研究

木材の腐朽や虫害等の生物劣化の状況を、アコースティック・エミッション法（AE法）とレーダ探査方法の2種の技術を用い、非破壊で検出する方法の確立を目指すという、今までにない研究である。AE法は、材料科学の分野では、既にさまざまな応用がなされているようであるが、シロアリなどによる木材内部の穿孔状況の検出に適用しようとしたものであり、実用化が期待できる研究である。

シロアリが木材を噛み砕く行為を「破壊」とみなし、それを検出するという方法であるため、検出後に、死滅させるための薬剤処理を行い、その効果を検証することにも適用できるという特徴がある。シロアリ駆除法を効率のよいものとするための新たな手法の提案とそのフィージビリティチェックとしては説得力に富むものとなっている。3棟の木造住宅と一棟の文化財建造物に対する計測調査結果を報告しており、検出結果とシロアリの生息状況の対応関係が信頼性の高いものであることを明らかにしている。

ただ、従来から進められてきた研究であり、今回の論文のうち、どの部分が今回の助成によってなされた研究であるのかがはっきりしない。論文の前半部分が、4件の実地調査結果の記述となっており、後半で非破壊診断方法の確立と、点検・監視手段としてのAE計測の考え方が述べられているが、両者の研究上のつながりがあまり明快でない。また、文化財の木造建造物に関する調査では、AEは検出されておらず、腐朽等の劣化に対する対策等が記述されているが、研究成果の記述としては論文全体の流れを解りづらくしている。

当初の研究計画では、「住宅における生物劣化の非破壊評価のマニュアルを作成する」とあったが、報告されておらず、残念である。開発されたAE法を用いる場合、住宅のどの部位を優先的に測定すべきかなどのマニュアルは、是非欲しいところである。

性能設計に基づく建築材料選定支援システム構築に関する研究

—データベース構築のための調査・研究—

建築基準法の性能規定化や住宅品質確保促進法の制定などに伴い、重視されるようになってきた住宅の性能設計に着目し、建築材料選定のための支援システムを構築しようとした研究である。わが国における性能論の歴史の変遷を整理するなど、住宅全体の性能と部位・材料の性能の間を結び付けようとする難しい課題に、正面から取り組んでいる。

性能設計のあり方を探るために、調査の対象として、工業化住宅を選んでいるが、ひとつの考え方としては適切であろう。しかし、工業化住宅の構工法・材料の選定にあたっては、型式製品をシステム設計する際の選定と、個々の顧客の要望に対する選定との、2つのレベルの選定行為があり、一般的な住宅設計における選定プロセスと異なることは認識しておかなくてはならないであろう。

ヒアリング結果は、ヒアリング対象のメーカーごとにまとめられ、その内容は項目が異なっている。項目ごとに各社の結果がどのようなものであったかをまとめるべきではないであろうか。ヒアリング時の議論をもとに、4章を構築しているが、このような調査研究では、ヒアリングの結果を客観的な知見として活かす必要があると思われる。もっとも、「工業化住宅の生産における外壁材料選定手法の調査は、(中略)従来通りの設計手法が運用されていることを確認するに留まった。」と述べているように、無理であったのかもしれない。

また、著者らは、「建築物や空間に対して全ての要求性能を明確に設定した上で構工法・材料を選定する、といった手法は確立されていない。」と述べているが、事務所建築のカーテンウォールの設計では、全てではないにしても、要求性能を明確化した構工法・材料の選定が行われている。このような、住宅以外の分野の蓄積を住宅に適用すると両者の相違がどのような形で顕れてくるかを探るのも、ひとつの手法であったのではないかと思われる。

現代大都市のホームレス問題とインナーシティにおけるまちづくり

—寄せ場、同和地区、在日外国人集住地区を例にして—

本研究は大阪市西成区を対象としてインナーシティにおけるまちづくりの実態を明らかにし、その問題点と可能性を論じたものである。

西成区はあいりん地区、釜ヶ崎と呼ばれる日雇労働者街、日本最大の同和地区、在日コリアンや沖縄出身者の集落、高齢単身者、障害者、野宿生活者の多住、そして零細商工業混在の木造住宅密集地区という地区問題、社会問題を有するインナーシティであるが、本論文では各種の統計を駆使して、この地区の性格を明快に表現している。

さらに研究は、①地区の部落解放運動に牽引された戦後のまちづくりの歴史、②釜ヶ崎さらには西成地区に対する差別、野宿者問題を契機とする新しいまちづくり運動への展開、③新しいまちづくり運動の実態とその考察から成り立っている。

戦後のまちづくりにおいては、同和地区のまちづくりとあいりん地区への対応が全く切り離されてきたこと、大阪万博や関西国際空港の建設に伴い、ドヤの建替が進んだことが示されている。1990年代の後半には、部落解放運動の変容に伴い同和地区におけるまちづくりの形態がスクラップアンドビルド方式から改善型に移行し、同時に福祉のまちづくりが希求されたこと。いっぽうであいりん地区を中心とする野宿者問題が社会的な問題とされる中で、市やNPOにより野宿者対策の活動や諸事業が相次いで実施された経緯が示されている。

そして今日、日雇労働者・野宿者の支援組織と部落解放運動との結びつきが生まれ、また大阪市の生活保護施策運用の改善などにより、行政とNPOの連携による野宿者の自立支援に向けたさまざまな試みが進行中であるという。

本研究では、簡単ではあるがこの新しいまちづくりの動向とアメリカのスラムや荒廃地区のまちづくり、香港や韓国の野宿者対策との比較考察も行なっている。

実は本研究は本来は昨年度に終了する予定であったが、研究の進捗が不十分なことと、申請時の研究計画と実施された研究の間に大きなズレがあることなどの理由で研究運営委員会より批判がなされ、提出を一年延期した経緯があった。当初の研究計画と比べると、国内外の研究者間の交流、韓国における野宿者問題の実態と行政やNPOの対応の調査などの点で不十分さは残るが、報告された内容自体は質が高いと評価されよう。

高齡社会における農村住宅の研究

—農村住宅のバリアフリー化と地域施設の利用—

本研究は、高齡化の進行する農村部の住宅について、伝統性を継承しつつバリアを減じる方法、ならびに余暇活動のための地域施設として有効な今後の住宅のあり方の提案を目的としている。

この研究への期待は、農村住宅のバリアフリー化と地域施設の利用に焦点を当てることによって、単なる建築的障壁の除去を超えた高齡社会の住まいのあり方が提起されることであった。伝統的住宅がどのように変容しつつあり、高齡者居住の視点からそれをどのように読み取って今後の方向を見定めるのか。しかし、最後まで両者を十分に統合して捉えるには至らなかったことが惜まれる。伝統的住居についても、高齡者の生活についてもやや通り一遍の捉え方であり、バリアフリー化についても住まいの部分ごとの建築的障壁の除去という捉え方にとどまった上、それらが研究目的に向けて十分に組み立てられていない。しかし、最初に提出された論文の多くの不備は修正されて、この地域の特性を踏まえた考察がなされている。

調査対象とされたのは、続き間座敷をほとんど日常的には使用しないというほど伝統的な住意識の継承されている地域である。このことによって、まず、解消すべきバリアと、高齡者の精神的支えともいえる住まいの格式に結びついたバリアを分けて捉える視点を導き、また、家長の世代交代と住み方の原則が存続することを踏まえて、自立期と介護期の2段階に分けた対応の必要性を指摘している。

このような、それぞれの地域の特性を踏まえた高齡者の住まいや施設の計画は、もっと取り組まれてよい研究課題であろう。

家族構造の変化に伴う高齡者のサポート居住の動向に関する研究

—準近居の存在からみた老親世帯の自立と支援—

近年、親子両世帯の居住関係が著しく多様化し複雑化しているが、現在はまだ過渡的状況とあって必ずしもドミナントな形が確立しているわけではない。しかしながらこのような流動化状況においても、親子両世帯が離れて暮らしているながら日常的に緊密な交流・支援を通して互いに支え合う「離れていても親しい関係」が増加しつつあり、その中でも従来の「隣居」「近居」に加えて「準近居」という形態がクローズアップされてきている、というのが本研究の問題意識であろう。ここでいう「準近居」とは、子世帯が親元と自らの就業地との中間地に居住し、通勤等の利便性と親世帯への目配りや接触の用意とのバランスをとろうとする居住形態と定義されている。このような問題意識に基づき、北陸・中四国・九州地方の各県内で中心都市と縁辺部を結ぶ市町村で親子両世帯が互いに支える「サポート居住」の実態調査を行ったところ、(1)同居の減少傾向が著しく、代わって準近居の増加が顕著であり、同居を上回る地域すら出現している、(2)準近居の発生率は県内中心都市から遠隔地になるほど高くなる、(3)子世帯が準近居を選択するにあたっては、親世帯に対するケアを念頭に置いている、(4)同居は長男が大半を占めるのに対して、準近居は近居と同じく他の子世帯にも拡がり重層的な家族サポートネットワークが形成されているなどの実態が検証された。以上の結論として、準近居の優れた性格が明らかになり、このような居住関係を積極的に形成していこうとすれば、市町村域を超えた都市圏レベルの住宅政策の展開が必要になると指摘している。地方都市圏での住宅政策への新しい視点である。

デンマークにおける高齢者住宅の計画基準と地域生活施設の配置

—計画原則の検討と居住者実態調査による評価—

福祉先進国である北欧のなかで、より先進的とされるデンマークについては、既にさまざまな紹介がされてきた。本研究には、現地に滞在して研究することによって、断片的でなく、先進性を生み出していく背景も含めて、プロセスに学ぶ視点に期待が持たれた。しかしこの論文は、そのような期待からも、当初の研究計画からも、いささか不十分なものとどまっている。

まず、高齢者住宅法における計画基準と実際に供給されてきた高齢者住宅の住戸平面を類型化し、その変遷に関する分析がなされて、ここから、グロスの住戸面積基準による専用空間と共用空間の比率の融通性をもたらす基準のあり方への評価、炊事スペースの開口にみられる内外の融合性の評価、居住継続に必要な面積基準への示唆など、的を得た結論が得られている。しかし、分析はていねいに記述されているものの、知りたいところに手が届かない欲求不満が残る。

次に、アクティビティセンターを対象とした調査によって、生活圈ごとの稠密な配置の原則や効率的な送迎サービスの必要性を指摘している。都心部と郊外部による施設の性格の違いや、来所手段ごとの利用圏の存在の指摘は興味深い。

本研究は、「計画原則の検討と居住者実態調査による評価」との副題があり、高齢者住宅を、その内容とともに地域施設、生活サービスとの関係を明らかにした上で、典型事例における住み方採取や居住者の意向調査によって評価することを計画していた。提出された論文は平面型に焦点が絞られ、他についてはほとんど報告されておらず、計画理念（計画目標）との関係や計画の根拠としての居住者の生活や意識の把握が極めて希薄である。現地における研究の成果が十分に反映されているとはいえない。

類型化された住戸平面のみで、具体的な図面が全く示されていないことや、共用部分を含めた面積基準のあり方を評価しているにもかかわらず、住棟形式や共用空間の記述が不十分であることも建築的理解を妨げている。

洋風軸組・木骨造の導入過程と在来軸組工法に与えた影響について

この研究は、「木骨造」のわが国への導入期から衰退期へ至るまでの、歴史的変遷を明らかにしたものと見ると、優れた研究成果となっている。明治期から戦前までの文献を収集し、読み解くことによって、日本の洋風木骨造に3つの流れがあることを明らかにしている。木骨煉瓦造・木骨石造における、煉瓦・石の部分に重点が置かれており、木軸の部分に関する記述が少ないのは、残念であるが、柱と壁体との関係については、系統だって明らかにしているといえよう。

しかし、本研究の申請時の研究目的は、「洋風軸組」が在来工法に与えた影響を探るというものであった。この視点は、木造研究の焦点の当て方として優れているといえよう。また、研究の具体的な内容・方法として申請時に述べられた手法も魅力的である。しかし、報告されているものは、「洋風木骨造」とはどのようなものであったかを明らかにしたものであり、在来工法に与えた影響としては、木造モルタル塗り仕上げとして引き継がれたということでは、当初の研究計画が達成されていないのではないかと。

洋小屋に関して、大工工務店に対してアンケートとヒアリング調査を実施するという研究計画も、実行されていない。その結果、在来工法に与えた影響の分析が、一面的になってしまったといえよう。

「木骨造は、その防火性能のみが現在の木造モルタル塗りとして、引き継がれていくことになる。」という記述がなされているが、「防火性能のみ」ということの論拠は明確には示されておらず、当初の研究の目的からすると、残念である。また、モルタル外壁による木造の防火建築物化が、「木骨造」の延長上にあるということも、必ずしも言えないのではないかと。木骨造として造られた建築物の規模や建築としての格と、木造モルタル塗りが施された建築物のそれとを比較してみる必要があると思われる。